

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT7997021

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
QUARRYMEN&CO. INC.	12/21/2019
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	CYSAY INC.
Street Address:	22-14, TORANOMON 3-CHOME, MINATO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	105-0001
PROPERTY NUMBERS Total: 7	
Property Type	Number
Patent Number:	10494606
Patent Number:	10918726
Patent Number:	10668261
Patent Number:	11015171
Patent Number:	10772973
Patent Number:	11160877
Patent Number:	11510987
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(617)227-4420
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	2024787375
Email:	akiko.angelov@lockelord.com
Correspondent Name:	LOCKE LORD LLP
Address Line 1:	701 8TH ST NW, SUITE 500
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20001-4360
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	1451306.100US5
NAME OF SUBMITTER:	JAMES E. ARMSTRONG IV
SIGNATURE:	/James E. Armstrong IV/
DATE SIGNED:	06/08/2023

Total Attachments: 28

source=NameChange_CysayInc#page1.tif
source=NameChange_CysayInc#page2.tif
source=NameChange_CysayInc#page3.tif
source=NameChange_CysayInc#page4.tif
source=NameChange_CysayInc#page5.tif
source=NameChange_CysayInc#page6.tif
source=NameChange_CysayInc#page7.tif
source=NameChange_CysayInc#page8.tif
source=NameChange_CysayInc#page9.tif
source=NameChange_CysayInc#page10.tif
source=NameChange_CysayInc#page11.tif
source=NameChange_CysayInc#page12.tif
source=NameChange_CysayInc#page13.tif
source=NameChange_CysayInc#page14.tif
source=NameChange_CysayInc#page15.tif
source=NameChange_CysayInc#page16.tif
source=NameChange_CysayInc#page17.tif
source=NameChange_CysayInc#page18.tif
source=NameChange_CysayInc#page19.tif
source=NameChange_CysayInc#page20.tif
source=NameChange_CysayInc#page21.tif
source=NameChange_CysayInc#page22.tif
source=NameChange_CysayInc#page23.tif
source=NameChange_CysayInc#page24.tif
source=NameChange_CysayInc#page25.tif
source=NameChange_CysayInc#page26.tif
source=NameChange_CysayInc#page27.tif
source=NameChange_CysayInc#page28.tif

14-23, Seijo 6-chome, Setagaya-ku, Tokyo
Cysay Corporation

Extract of Certificate of All Closures

(Translation)

14-23, Seijo 6-chome, Setagaya-ku, Tokyo

Quarrymen & Co. Inc.

Corporate Registration No.	0123-01-008757	
Corporate Name	<u>Quarrymen Corporation</u>	
	<u>Quarrymen & Co. Inc.</u>	Changed on June 23, 2016
		Registered on July 1, 2016
	Cysay Inc.	Changed on December 21, 2019
		Registered on December 27, 2019
Head Office	<u>14-23, Seijo 6-chome, Setagaya-ku, Tokyo</u>	
Method of public notification	by means of publication in the official gazettes	
Date of Incorporation	February 27, 2012	

Item regarding register record	Head office was moved from 26-10, Ogawacho-2-chome, Machida-shi, Tokyo, on February 11, 2015	Registered on February 25, 2015
	Head office was moved to 22-14, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo on Dec. 21, 2019	Registered on January 17, 2020
	2020	Closed on January 17, 2020

This is the certificate including the entire items recorded on the original register that is not closed.

September 8, 2021

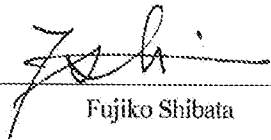
Minato Branch of Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar: Hideyuki TAKIZAWA (seal)

14-23, Seijo 6-chome, Setagaya-ku, Tokyo
Cysay Corporation

Verification of Translation

I, Fujiko Shibata at G909, Kasama-3-chome, Sakae-ku, Yokohama city, Kanagawa 247-0006 Japan, am fluent in both the English and Japanese languages. I verify that this translation is a true and exact translation from Japanese to English.



Fujiko Shibata

22-14, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo
Cysay Corporation

Extract of Certificate of All Historical Matters (English Translation)

22-14, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo
Cysay Corporation

Corporate Registration No.	0123-01-008757
Corporate Name	<u>Cysay Corporation</u>
Head Office	22-14, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo
Method of public notification	by means of publication in the official gazettes
Date of Incorporation	February 27, 2012

Item regarding register record	Head office was moved from 14-23, Seijo 6-chome, Setagaya-ku, Tokyo, on December 21, 2019 Registered on January 15, 2020
--------------------------------	---

This is the certificate including the entire items recorded on the original register that is not closed.

September 8, Reiwa 3 (2021)

Minato Branch of Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar: Akira TAKANO (seal)

22-14, Toranomom 3-chome, Minato-ku, Tokyo
Cysay Corporation

Verification of Translation

I, Fujiko Shibata at G909, Kasama-3-chome, Sakae-ku, Yokohama city, Kanagawa 247-0006 Japan, am fluent in both the English and Japanese languages. I verify that this translation is a true and exact translation from Japanese to English.

Nov. 9. 2021


Fujiko Shibata

閉鎖事項全部証明書

東京都世田谷区成城六丁目14番23号
株式会社Cysay

会社法人等番号	0123-01-008757		
商号	株式会社クオリーメン		
	株式会社Quarrymen&Co.	平成28年	6月23日変更
		平成28年	7月1日登記
	株式会社Cysay	令和1年	12月21日変更
		令和1年	12月27日登記
本店	東京都世田谷区成城六丁目14番23号		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成24年2月27日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>特許権、著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理、運用</u> 2. <u>特許権の利用に関するコンサルティング業務</u> 3. <u>医療業務及び美容に関するコンサルティング業務</u> 4. <u>医薬品原料、化粧品原料の販売及び輸出入</u> 5. <u>セミナー、講演の企画、運営及び実施</u> 6. <u>人材のマネージメント事業</u> 7. <u>音楽の作曲、制作及び著作権の取得、管理、運営、販売業務</u> 8. <u>映像、画像、デザイン等の企画、制作、編集、販売及び輸出入</u> 9. <u>前各号に附帯する一切の業務</u> 		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>特許権・著作権・著作隣接権・意匠権・商標権・工業所有権の取得、管理及び運用</u> 2. <u>特許権の利用に関するコンサルティング業務</u> 3. <u>医療業務及び美容に関するコンサルティング業務</u> 4. <u>医薬品原料・化粧品原料の販売及び輸出入</u> 5. <u>化粧品・美容製品・健康食品・健康飲料・食料品・医薬部外品・医薬品・健康器具・医療器具・衣料品・日用品雑貨等の企画開発、製造、卸、販売、輸出入及び通信販売業務</u> 6. <u>ビタミンなどの栄養素を補給した栄養補助食品の製造、販売、輸出入及び通信販売業務</u> 7. <u>美容室等の店舗の経営</u> 8. <u>フランチャイズチェーンシステムによる店舗の経営、運営及び管理業務</u> 9. <u>セミナー・講演・講習等の企画、運営及び実施</u> 10. <u>人材のマネージメント事業</u> 11. <u>アカデミースクール等の企画及び運営</u> 		

	<p>1. 2. 業界団体等の企画、運営及び運営受託 1. 3. インターネットを使った通信販売業務 1. 4. 音楽の作曲及び制作並びに著作権の取得、管理、運営及び販売業務 1. 5. 映像・画像・デザイン等の企画、制作、編集、販売及び輸出入 1. 6. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>平成29年12月 1日変更 平成29年12月 1日登記</p>
	<p>1. 医薬品原料・化粧品原料の企画、開発、製造、販売及び輸出入 2. 化粧品・美容製品・健康食品・健康飲料・食料品・健康器具・衣料品・日用品雑貨等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 3. 栄養素を含んだ栄養補助食品の企画、開発、製造、販売及び輸出入 4. 医薬品・医薬部外品・再生医療等製品・医療機器等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 5. 特許権・著作権・著作隣接権・意匠権・商標権・工業所有権の取得、管理及び運用 6. 特許権の利用に関するコンサルティング業務 7. 医療業務及び美容に関するコンサルティング業務 8. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>令和 1年12月21日変更 令和 1年12月27日登記</p>
発行可能株式総数	1万株
	<p>4万株</p> <p>平成28年 6月23日変更 平成28年 7月15日登記</p>
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株
	<p>発行済株式の総数 1万250株</p> <p>平成29年 7月14日変更 平成29年 8月28日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 1万450株</p> <p>平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 1万50株</p> <p>平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 1万750株</p> <p>平成31年 3月31日変更 令和 1年12月27日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 1万1110株</p> <p>令和 1年 7月26日変更 令和 1年12月27日登記</p>

東京都世田谷区成城六丁目14番23号
株式会社C y s a y

	発行済株式の総数 1万1585株	令和 1年11月29日変更 令和 1年12月27日登記	
資本金の額	金500万円		
	金3000万円	平成29年 7月14日変更 平成29年 8月28日登記	
	金4000万円	平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記	
	金5000万円	平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記	
	金6000万円	平成31年 3月31日変更 令和 1年12月27日登記	
	金9600万円	令和 1年 7月26日変更 令和 1年12月27日登記	
	金1億4350万円	令和 1年11月29日変更 令和 1年12月27日登記	
	株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の決議を要する。	
当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 令和 1年 6月17日変更 令和 1年 8月30日登記			
役員に関する事項	取締役	山下 靖 弘	
	取締役	山下 靖 弘	令和 1年 6月17日重任 令和 1年 8月30日登記
	取締役	山下 路 代	平成26年 8月 8日就任
	取締役	山下 路 代	令和 1年 6月17日重任 令和 1年 8月30日登記

整理番号 □568668

* 下線のあるものは抹消事項

PATENT

REEL: 063928 FRAME: 0192

東京都世田谷区成城六丁目14番23号
株式会社C y s a y

	取締役	<u>木 川 務</u>	平成27年 2月10日就任
			平成28年 8月10日辞任
			平成28年 9月 7日登記
	取締役	<u>村 田 正 樹</u>	平成29年 8月 1日就任
			平成29年 8月28日登記
			平成30年 8月31日辞任
			平成30年 9月21日登記
	取締役	<u>榎 本 滋</u>	平成29年 8月 1日就任
			平成29年 8月28日登記
	取締役	<u>榎 本 滋</u>	令和 1年 6月17日重任
			令和 1年 8月30日登記
			令和 1年 7月26日辞任
			令和 1年12月27日登記
	取締役	<u>村 田 正 樹</u>	令和 1年 7月26日就任
			令和 1年12月27日登記
	取締役	<u>石 川 正 敏</u>	令和 1年 7月26日就任
			令和 1年12月27日登記
	取締役	<u>腰 高 和 宏</u>	令和 1年12月21日就任
			令和 1年12月27日登記
東京都世田谷区成城六丁目14番23号スクエアハウス成城301			
	代表取締役	<u>山 下 靖 弘</u>	
東京都世田谷区成城六丁目14番23号			平成29年 4月25日住所移転
	代表取締役	<u>山 下 靖 弘</u>	平成29年 8月28日登記

	<p>東京都世田谷区成城六丁目14番23号 代表取締役 <u>山下靖弘</u></p>	<p>令和 1年 6月17日重任</p>
	<p>東京都世田谷区深沢四丁目2番6号 代表取締役 <u>山下靖弘</u></p>	<p>令和 1年 8月30日登記</p>
	<p>監査役 <u>金野千早</u></p>	<p>令和 1年10月25日住所 移転</p>
	<p>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある</p>	<p>令和 1年12月27日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 903個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 <u>当社普通株式903株とする。</u> <u>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数は1株とする。</u> <u>ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u> <u>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</u> <u>また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。</u> <u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償</u> <u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> <u>新株予約権の行使により出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である数を乗じた金額とする。</u> <u>当初行使価額は、500円とする。</u> <u>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <u>また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。</u> <u>当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</u></p>	<p>令和 1年 6月17日設定 令和 1年 8月30日登記</p>

	$\frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり}}{\text{(処分) 株式数} \text{ 払込金額}}$
	$\frac{\text{既発行} + \text{株式数}}{\text{1株当たり時価}}$
	$\text{調整後} = \text{調整前} \times$
行使価額	$\frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分) 株式数}}$
<p>なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p>	
<p><u>新株予約権を行使することができる期間</u></p> <p>平成30年7月2日から平成38年7月1日までとする。なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。</p>	
<p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>なし</p>	
<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p>	
<p>①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった後は取締役会）が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p>	
<p>②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、または当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。</p>	
	<p>平成28年 7月 5日発行</p> <p>平成28年 7月15日登記</p>
<p>令和1年6月17日新株予約権全部消却</p> <p>令和 1年 8月30日登記</p>	
<p><u>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</u></p>	
<p><u>新株予約権の数</u></p>	
<u>260個</u>	
<u>230個</u>	
<u>200個</u>	平成29年 7月15日変更 平成29年 8月28日登記
<u>170個</u>	平成29年 7月31日変更 平成29年 8月28日登記
<u>200個</u>	平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記
<u>200個</u>	平成29年11月 8日抹消
<u>200個</u>	平成29年11月 8日抹消により回復
<u>200個</u>	平成29年 8月15日変更 平成29年11月 8日更正
<p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u></p> <p>本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の</p>	

保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（2600万円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、10万円とする。当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分に付き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場

合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

調整前転換価額により当該

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{期間内に交付された株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記の定めにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

	<p>新株予約権を行使することができる期間 平成28年9月2日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>平成28年 9月 2日発行</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8月28日登記</td> </tr> </table>	平成28年 9月 2日発行	平成29年 8月28日登記
平成28年 9月 2日発行			
平成29年 8月28日登記			
	<p>平成31年3月31日行使期間満了</p> <p>令和 1年 8月30日登記</p>		
	<p>平成31年3月31日行使期間満了の登記</p> <p>令和 1年 12月27日抹消</p>		
	<p>第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</p> <p>新株予約権の数 300個 100個</p> <p>平成29年 8月15日変更 平成29年 8月28日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（3000万円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、1.0万円とする。 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{転換価額}}{\text{転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。}}$ <p>①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の</p>		

保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \quad \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{期間内に交付された株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第

2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記の定めにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日まで停止通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年11月21日から平成31年3月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

平成28年11月21日発行

平成29年 8月28日登記

平成31年3月31日行使期間満了

令和 1年 8月30日登記

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

新株予約権の数

100個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（2000万円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本
社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用
いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、20万円とする。
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当
社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場
合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価
額を調整する。

$$\frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$$

調整後 転換価額 = 調整前 ×

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。}}$$

調整後 転換価額 = 調整前 ×

①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の
保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付
株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債
に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式
の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）
その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整
後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該
払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは
処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はそ
の日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株
式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、
当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。た
だし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを
受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用
する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換え
に当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を
請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合
を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約
権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求
権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当
社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出する
ものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行
される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場
合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用
する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の
対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整
後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等
の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式
が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、

当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

調整前転換価額により当該
(調整前転換価額－調整後転換価額)×期間内に交付された株式
株式数＝

調整後転換価額

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記の定めにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年5月31日から平成31年3月31日までとする。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 取得の事由及び取得の条件は定めない。</p>
	<p>平成29年 5月31日発行 平成29年 8月28日登記</p>
<p>平成29年8月15日新株予約権全部行使</p>	<p>平成29年 8月28日登記</p> <p>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 200個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（2600万円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、10万円とする。当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{交付株式数})}{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{交付株式数}}$ <p>転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当座に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \times \text{期間内に交付された株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

調整後転換価額
転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

	<p>①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>上記の定めにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成28年9月2日から平成31年3月31日までとする。</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u> 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p><u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> 取得の事由及び取得の条件は定めない。</p>
	<p>令和1年12月27日抹消により回復</p>
	<p>平成31年3月31日新株予約権全部行使</p> <p>令和1年12月27日登記</p>
	<p><u>第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権</u></p> <p><u>新株予約権の数</u> 25個</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（1億円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p><u>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。</u></p> <p><u>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</u> 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、20万円とする。</p> <p>当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価</p>

額を調整する。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

調整後 転換価額 = 調整前 転換価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$
 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

調整前転換価額により当該

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{期間内に交付された株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記の定めにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は20万円とする。

新株予約権を行使することができる期間

令和1年11月1日から令和4年10月30日までとする。

新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

令和 1年10月31日発行

令和 1年12月27日登記

東京都世田谷区成城六丁目14番23号
株式会社Cysay

吸収合併	平成29年12月1日東京都世田谷区成城六丁目14番23号株式会社Quarremen&Medを合併 平成29年12月1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和1年6月17日設定 令和1年8月30日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 令和1年6月17日設定 令和1年8月30日登記
登記記録に関する事項	平成27年2月11日東京都町田市小川二丁目26番10号から本店移転 平成27年2月25日登記
	令和1年12月21日東京都港区虎ノ門三丁目22番14号に本店移転 令和2年1月17日登記 令和2年1月17日閉鎖



人
口
調
査

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和3年9月8日

東京法務局港出張所
登記官

瀧澤秀行



整理番号 口568668

* 下線のあるものは抹消事項

PATENT

REEL: 063928 FRAME: 0208

履歴事項全部証明書

東京都港区虎ノ門三丁目22番14号
株式会社Cysay

会社法人等番号	0123-01-008757	
商号	株式会社Cysay	
本店	東京都港区虎ノ門三丁目22番14号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成24年2月27日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品原料・化粧品原料の企画、開発、製造、販売及び輸出入 2. 化粧品・美容製品・健康食品・健康飲料・食料品・健康器具・衣料品・日用品雑貨等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 3. 栄養素を含んだ栄養補助食品の企画、開発、製造、販売及び輸出入 4. 医薬品・医薬部外品・再生医療等製品・医療機器等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 5. 特許権・著作権・著作隣接権・意匠権・商標権・工業所有権の取得、管理及び運用 6. 特許権の利用に関するコンサルティング業務 7. 医療業務及び美容に関するコンサルティング業務 8. 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万1585株	
資本金の額	金1億4350万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 山下 靖弘	令和 1年 6月17日重任
	取締役 山下 路代	令和 1年 6月17日重任

	取締役 村田正樹	令和 1年 7月26日就任
	取締役 石川正敏	令和 1年 7月26日就任
	取締役 腰高和宏	令和 1年12月21日就任
	東京都世田谷区深沢四丁目2番6号 代表取締役 山下靖弘	令和 1年 6月17日重任
	監査役 金野千早	令和 1年 6月17日就任
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
新株予約権	<p>第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権 新株予約権の数 25個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額（1億円）を下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」記載の転換価額（ただし、下記の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、20万円とする。</p> <p>当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{時価}}$	

既発行株式数 + 交付株式数
 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③下記に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④上記①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \quad \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \times \text{期間内に交付された株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、

	<p>その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>④転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>上記の定めにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> <p>金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は20万円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 令和1年11月1日から令和4年10月30日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>令和1年12月21日東京都世田谷区成城六丁目14番23号から本店移転 令和2年1月15日登記</p>

東京都港区虎ノ門三丁目22番14号
株式会社Cysay



特
許
証
書

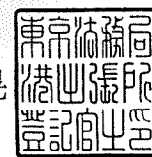
特
許
証
書



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 2年12月24日
東京法務局港出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 口397419

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5/5

PATENT

RECORDED: 06/08/2023

REEL: 063928 FRAME: 0213